

告示

埼玉県告示第千四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アトレ

埼玉県川越市脇田町百五番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五百二十五台（隔地駐車場計六か所）

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四百五十台（隔地駐車場計四か所）

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時外（計二十一店舗）

（変更後）午前十時から午後九時外（計十店舗）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時から午後十一時外（隔地駐車場計六か所）

（変更後）午前七時から午後十一時外（隔地駐車場計四か所）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年九月三十日外

ニ 届出年月日

令和六年九月三日

二 縦覧期間

令和六年九月十七日から令和七年一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十七日から令和七年一月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課